

デジタル技術を活用した サプライチェーンの高度化支援事業

令和5年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

公募期間：令和5年6月1日(木)

～令和5年6月23日(金)17時必着

こちらは概要説明資料となります。
応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

目次

1. 事業目的・補助対象事業
2. 公募期間・補助対象経費・補助率・補助額
3. 補助対象要件
4. 中小企業の範囲
5. 補助対象経費
6. 補助金支払いまでのプロセス&フォローアップ
7. 補助対象事業例
8. ユースケースの提出

1. 事業目的・補助対象事業

- パンデミックや地政学的対立等が、工業製品やエネルギー資源、生活物資等のサプライチェーンに影響（途絶、価格高騰等）を与えています。また、サプライチェーン全体でのCO2排出量の低減や、人権問題への対処等、共通価値への対応も課題になっています。
- これらの課題へ対応する手段の一つとして、デジタル技術を活用したサプライチェーン管理の高度化（全体の見える化、自動化等）の取組が進みつつあります。
- 本事業では日系企業が多いのサプライチェーンを有するASEAN地域において、サプライチェーンの高度化へ取り組む事業者を支援します。

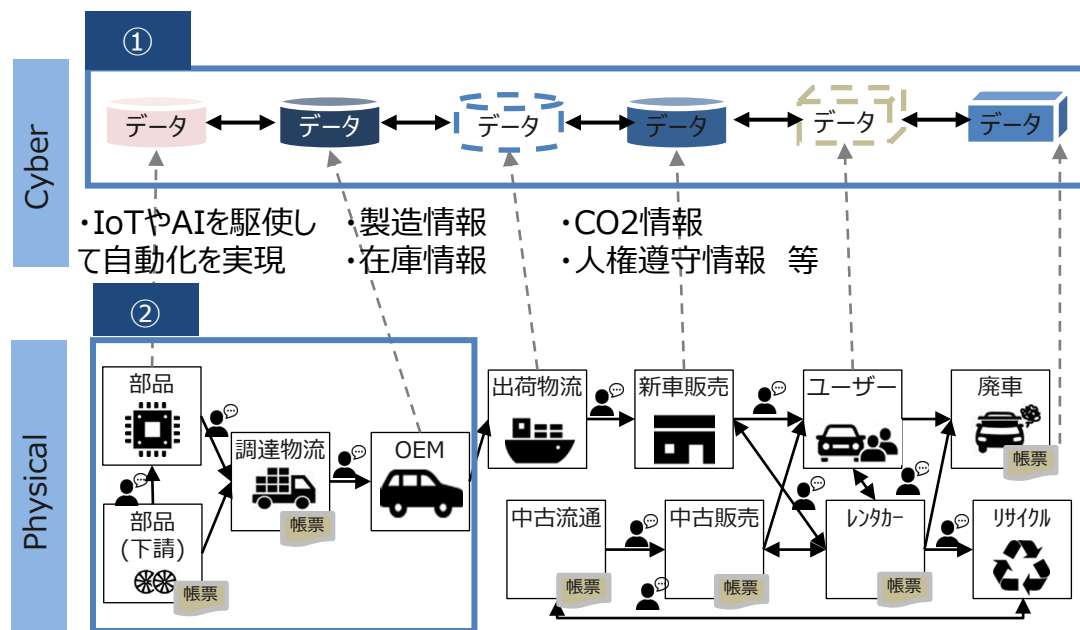
■ 補助対象事業と事業イメージ

① サプライチェーン全体の見える化

- ・サプライチェーン全体の製造状況や在庫に関する情報を見える化することで、ボトルネック把握、リスク対応の迅速化を図ることができる。
- ・脱炭素（GHG）等の取組状況の一元管理を可能にする。

② 製造工程の自動化

- ・製造工程を自動化することで、人がいなくても工場が稼働できるようになり、パンデミック等で工場停止リスクを軽減。
- ・自動化＝ソフトウェアによる製造工程の管理であり、緊急時等においては、ソフトウェアを入れ替えれば生産する製品を変更することができる。



2. 補助対象経費・補助率・補助額

- 補助対象経費となるのは、サプライチェーンデータの企業間・拠点間におけるデータ共有・連携に必要とされる経費、及び製造工程自動化における設備導入経費となります。
- 補助額は上限3億円（税抜き）となり、大企業1/3・中小企業1/2の補助率となります。

■ 補助対象経費と予算関連項目

補助対象 経費

- データ共有・連携、その活用に向けた事業に必要と認める経費（IoT機器の購入等）
- 生産性向上・効率化を実現する製造工程自動化における設備導入経費

補助率 ・ 補助額

- 補助率 : 大企業1/3、中小企業1/2
- 補助額 : 上限3億円（税抜き）

3. 補助対象要件

- 本事業は日本又はASEAN地域に拠点を有している日本法人を対象とし、ASEAN地域で実施されることが要件となります。
- 現在検討が進められている日・ASEAN間における共通のデータ共有・連携基盤の構築を支援する為、創出されたユースケースは、個社の競争力に影響がない範囲を相談のうえで、経済産業省と東アジア・アセアン研究センターに提出されます。
- データ共有・連携事業について、可能な限り経済産業省が提示する仕様に合わせることや相互接続性を持たせることを推奨します。

主な 補助対 象要件

1. **日本又はASEAN地域に拠点を有している日本法人**であること。（複数の法人による共同提案も可能であるが、その際は連絡窓口として代表一者を幹事法人とすること。その際の補助金支払いは幹事法人に行う。）
2. 本事業は**ASEANを含む地域において実施される**こととし、設備導入先又はサプライチェーンデータ連携先となる事業者は**ASEAN地域内において登記されている事業者**であること。
3. 本事業の実績報告及び創出されたユースケースについては、個社の競争力に影響がない範囲を相談のうえで、AMEICCを通じて**経済産業省と東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）に共有される**ことを了承すること。
4. 経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構のデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）が推進する**ウラノス・エコシステム（Ouranos Ecosystem）の取組に協力していく**こと。具体的には、データ共有・連携事業については、経済産業省及びDADCが公表した「**サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインα版**」（※資料はこちら）に記載の分野共通（同ガイドラインP19に該当項目を記載）の仕様に可能な限り合致させる又は相互接続性を持たせること（推奨）。同ガイドラインの今後の更新に向けて、経済産業省又はDADCから求めがあった場合には、同ガイドラインに対する改善提案等を行うこと。なお、経済産業省及びDADCは、各事業のガイドラインへの適合性について、個別の質問は基本的には受け付けていないことには留意すること。

4. 中小企業の範囲

- 中小企業の範囲は、基本的に中小企業基本法と同様の以下のとおりです。

■ 中小企業の範囲

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用 ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種 (上記以外)	3億円	300人

4. 中小企業の範囲（みなし大企業について）

- 本事業における「みなし大企業」とは、中小企業基本法で定義されている中小企業であっても、大企業として扱われる事業者のことです。
- 中小企業のうち、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者は、大企業とみなされます。

■ みなし大企業の条件（以下のいずれかに該当）

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(2)に該当する中小企業が所有している中小企業
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

※資本金及び従業員数がともに前頁の表の数字を超える場合、大企業に該当します（以下を除く）

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

5. 補助対象経費 1/2

- 補助対象経費となる項目は以下の通りとなります。

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※事務局が認めたものに限る
人件費	国内外で事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費
旅費	事業を実施するために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等
機械設備費	事業を実施するために必要な機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕等に必要な経費及び実証を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ※実証事業において取得にかかる経費のうち事業実施期間を超えての使用が見込まれる場合、対象となる経費の算定は、以下の算定式に基づき行う【取得価格×使用期間 / 耐用年数】
備品費（ソフトウェア含む）	事業を実施するために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費。取得単価が10万円以上（消費税込み）のもの。また、事業の実施に必要な専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築（改修を含む。）、借用に要する経費
消耗品費	事業を実施するために必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費。取得単価が10万円未満（消費税込み）のもの

5. 補助対象経費 2/2

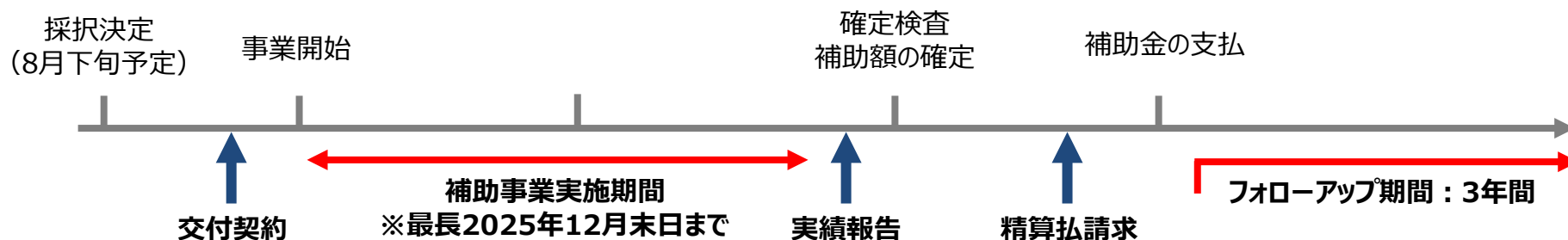
- 補助対象経費となる項目は以下の通りとなります。

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※事務局が認めたものに限る
外注費・委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注、委託するために必要な経費 ※ 1 外注・委託先が機械装置等の設備を購入する費用は補助対象にならない ※ 2 外注費・委託費は、原則として 補助事業に要する額の5割未満とするが、事業実施に必要と認められる場合には5割以上も可とする。なお、割合に拘らず外注・委託の金額・割合に応じて経費の合理性を個別に判断する
補助人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
通信運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配代、郵便料等）
印刷製本・映像制作費	事業遂行に必要なパンフレット・リーフレット・映像等の制作に関する経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。 例) - 設備の修繕・保守費 - 文献購入費、法定検査、検定料関連費用等

6. 補助金支払いまでのプロセス&フォローアップ

- 補助事業実施期間は事業採択後、2025年12月末日までとなります。
- フォローアップ期間は3年とし、毎年度「事業成果状況報告書」を提出していただきます。
- 補助金で購入した設備等の管理は交付規程に沿って厳格に行うこととなります。

■ 補助事業の流れ



■ 事業終了後の主なフォローアップ項目

- サプライチェーンデータ共有・連携の状況の確認（拡張・進展があればユースケースとして提出）
- 自動化設備の利用状況と導入によっての効率化・生産性向上等の効果の確認
- 補助金で購入した設備等の管理状況の確認

7. 補助対象事業例

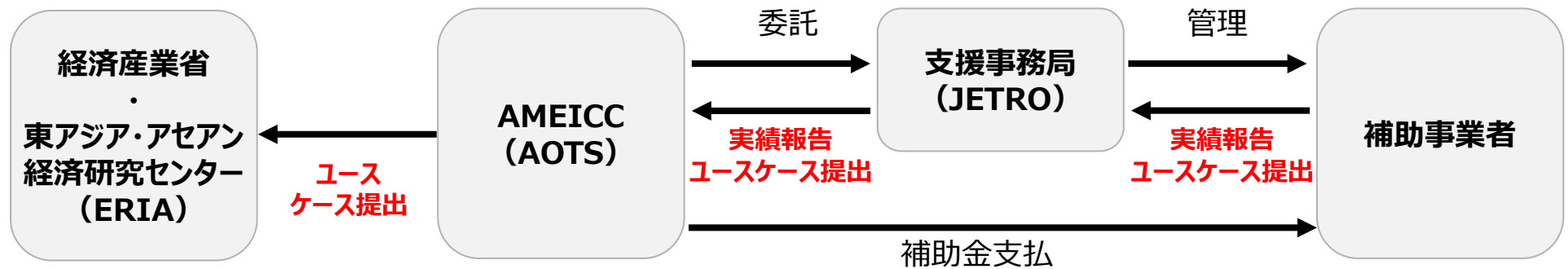
- 工場自動化やSCデータ共有・連携それぞれ単体事業、又は両方が組み合わさったケースにおいても補助対象となります。

	ケース	事例概要
1	工場自動化	<ul style="list-style-type: none">✓ ASEANにある工場の自動化が進んでおらず、多くの人手が掛かっている状況。再度パンデミックが発生した際には、出勤できなくなり工場停止のリスクがある✓ 将来的には全体的な自動化を見据え、今回は一部のラインにロボットを導入し製造工程を一部自動化する。それによって省人化を実現し、製造停止リスクも軽減する
2	SCデータ共有・連携	<ul style="list-style-type: none">✓ ASEANにある製造工場において製造過程でのCo2排出量を可視化する✓ 各製造工程でCo2排出量を計算し可視化するソフトウェアを導入し、正確に計測できるようにする✓ SC上の企業間で計測したGHG排出量をクラウド上で共有し、いつでも確認できるようにする
3	工場自動化 & SCデータ共有・連携	<ul style="list-style-type: none">✓ ASEANの製造拠点と、原材料における現地サプライヤー企業との発注管理や在庫管理等を含めたサプライチェーンデータの共有を行う✓ ASEANの製造拠点に一部ラインを自動化し、製造データを取得する為の設備を導入する。また現地サプライヤーにはデータ共有用のソフトウェアを導入する。✓ 導入した設備から得たデータをもとに現地サプライヤー用の発注データを作成し、ソフトウェア上で共有することで即座に材料を調達できるようにする

8. ユースケースの提出

- 本事業で創出されたユースケースは支援事務局を通じて、AMEICC、経済産業省及びERIAに提出されます。

■ 全体スキームとユースケース提出の流れ



※データ共有・連携を伴わない事業の場合はユースケースの提出はありません。

■ 経済産業省及びERIAへのユースケース提出の目的と内容

目的

現在検討が進められている日ASEAN間におけるデジタル技術を活用したサプライチェーンデータ共有プラットフォーム構築の為の参考情報とする為

共有内容

- データフロー図、ER図などのシステム連携内容がわかる情報
- データ共有・連携における課題点・改善点・創出されたベネフィット等